

電話法律相談 予約票

以下のとおり、電話法律相談を申し込みます（すべての項目をご記入下さい）。

宅建業免許番号	大臣・知事 () 第 号		
商号・名称			
フリガナ 相談者名	連絡先 ※携帯電話でも可	TEL	
		FAX	
相談希望日 ※1つに○	① 直近の法律相談日 ② その他 (月 日)		
相談時間	13:30～ 16:30の間で15分間 予約先着順になります（時間の指定はできませんのでご了承ください）。		
相談内容（概要） ※参考資料がある場合は併せて送付下さい。			

(スペースが足りない場合は、お手数ではございますがご自身で用紙を追加して送付下さい)

以下の事項を確認し、全てに該当しますので電話法律相談を申し込みます。（全てに該当しない場合、お受けできません）

- 当社は全宅連傘下の宅地建物取引業協会会員です。
- 相談する内容は宅地建物取引及びそれに付随する法律事項です。
- 裁判中・調停中の内容や、すでに弁護士等に依頼・相談をしている内容についての相談ではありません。
- 回答の利用等については自己責任において利用します。利用によって相談者または第三者に生じたいかなる損害についても、相談者がそのすべての責任を負います。
- 弁護士、事務職員への暴言・威嚇等、相談業務の円滑公正な業務を阻害する恐れのある行為は行いません。
- 当社において作成した契約書の内容の確認等の相談はいたしません。
- 予約票記載の連絡先は、非通知からの電話を受信できます。
- 上記の他、電話法律相談の利用方法を遵守します。

確定相談日時 ※記入不要（事務局記入欄）	年 月 日	時 分	～（15分間）
通信欄	相談No.		

※ご注意・・・相談回数は1日1回、相談時間は1回15分以内、相談内容は1回につき1件でお願いいたします。
確定相談日時に、ご相談者が不在の場合、キャンセル扱いとさせていただきます。